

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年9月13日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 山本英俊君 | 副委員長 | 横山洋介君 |
| | 伊藤毅君 | | 谷口和男君 |
| | 五味武彦君 | | 小澤重則君 |
| | 保坂芳子君 | | |

欠席委員（なし）

請願紹介議員 松井豊君

傍聴議員（10名）

| | | | |
|----|--------|--|-------|
| 議長 | 長谷部集君 | | 加藤敬徳君 |
| | 秋山照雄君 | | 清水和弘君 |
| | 金丸幸司君 | | 滝川美幸君 |
| | 清水正二君 | | 斉藤芳夫君 |
| | 有泉庸一郎君 | | 藤原正夫君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|--------------|-------|
| 総務部長 | 望月映樹君 | 市民部長 | 剣持豊彦君 |
| 生活環境部長 | 石合雅史君 | 福祉部長 | ・屋達巳君 |
| 子育て健康部 部長 | 小宮山正美君 | 人事課長 | 高鳥悟君 |
| 保険課長 | 三井美樹君 | 環境課長 | 中込広人君 |
| 長寿推進課長 | 相川泰史君 | 子育て支援課 課長 | 戸澤文香君 |

| | | | |
|----------------|---------|---------------|--------|
| 給与係長 | 早川 要子 君 | 国民健康 保険税係長 | 広瀬 修 君 |
| 高齢者医療・ 年金係長 | 広瀬 美和 君 | 環境保全係長 | 天野 真 君 |
| 生活環境係長 | 池田 靖 君 | 介護保険係長 | 赤松 圭 君 |
| 保育係長 | 伊藤 敦 君 | | |

職務のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 本田 泰司 | 書記 | 輿石 文明 |
| 書記 | 長田 大地 | | |

審査内容

1 条例審査

議案第58号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

議案第59号 甲斐市保育料条例の一部改正の件

議案第63号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第68号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）

議案第69号 令和元年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 令和元年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 令和元年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）

3 請願審査

請願第1-3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書

請願第1-4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願

請願第1-5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願

4 その他

開会 午前 9時27分

○書記（長田大地君） 改めましておはようございます。

連日のご参集大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶いただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、山本委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長（山本英俊君） 皆さん、改めておはようございます。

皆さんのご存じのことだと思ひますが、突然の訃報で、衆議院議員の宮川典子さんが亡くなられたということ。元気っ子じりしの宮川さんが入院したのが7月半ばごろで、こんなに早く亡くなるというかも、通常どおりにもとに戻って元気にまた活躍するのではないかと思われたんですが。亡くなったということ、大変、ここで御冥福を祈るという形をとるわけですが。

皆さんも、この8月、9月が暑かったわけです。体調のほうには十分ご留意しながら、またご自愛していただき、9月定例会を乗り切るようにしていただきたいと思ひます。

また、きょう一日はうちの委員会とまた、建設もありますので、長丁場になりますけれど、よろしく慎重審議をお願いしまして、挨拶とかえさせていただきます。

○委員長（山本英俊君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思ひます。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しますのでご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思ひます。傍聴議員の質疑

は、さきの申し合わせのとおり会派の割り当ての人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

審査に入る前にお諮りいたします。

本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例審査を行います。

議案第58号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課より、議案第58号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の21ページから34ページ、また議会資料の31ページから72ページになります。

まず、提案理由になります。

議案書34ページをお願いいたします。下から2行目になります。

令和元年10月1日から、国において、幼児教育・保育無償化の施策が行われることに伴い、所要の改正を行う必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。附則としまして、令和元年10月1日から施行するものであります。

今回、条例の改正の箇所が多岐にわたるため、今回の改正のポイントを先に説明させていただきます。

先ほどの提案理由でも申し上げましたが、国の子ども・子育て支援法及び関係法令の一部改正が行われたことで、従来からあります子どものための教育・保育給付制度の認定者と区別をするため、今まで支給認定と表記していたものを、教育・保育給付認定と略称の変更を行うものと、保育料の無償化に伴います副食費の取り扱いの変更をいたしました。

それでは、議会資料を用いまし重立ったところの説明をさせていただきます。

なお、議会資料にいたしましては、差しかえをいたしました別冊資料をお願いいたします。

それでは、資料31ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第2条用語の定義になります。第9号中、支給認定を教育・保育給付認定に改め、同条第10号中、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改め、同条第11号中、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに改めます。また、12号満3歳以上教育・保育給付認定子どもから、めくっていただきまして32ページをお願いいたします。

16号負担額算定基準額子どもまでは、用語の定義を新たに加えるものであります。

資料33ページをお願いいたします。

第3条第1項中、適切な内容を適切でありかつ子どもの保護者の経済的負担の軽減について、適切に配慮された内容に改めるものであり、これによりまして保護者への経済的負担の軽減への配慮を位置づけております。

資料38ページをお願いいたします。

第13条第1項中の改正は、無償化の実施に伴いまして利用者負担額を支払う保護者の範囲を満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限定するための改正となります。

次に39ページをお願いいたします。

9表の下段、9表の下から3行目になりますが、第13条第4項第3号中、に要する費用法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を、次のページに続きますが、この号を新表次に掲げるものを除くに要する費用に改めまして、同号に40ページをお願いいたします。ア以下、また41ページのウまでを加えるものいたします。こちらは、食事の提供に要する費用の取り扱いを変更する改正になります。この改正によりまして、運営基準上特定教育・保育施設が利用負担額とは別に、保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用の範囲が1号認定子どもと2号認定子どもの主食費、副食費に改められます。

次に、資料の45ページをお願いいたします。

第20条第5号中、支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用を第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける費用に改めるものであります。こちらは運営規程に定めるべき費用の範囲の明確化を図るための改正となります。

次に、資料54ページをお願いいたします。

第39条第3項、次の55ページになりますが、第4項中、新表におきまして、支給認定子どもを教育保育・認定子どもではなく、満3歳未満保育認定子どもに改めているのは、特定地域型保育事業いわゆる小規模保育施設などの原則3号認定子どものみを対象とすることか

らの改正となります。

資料の64ページをお願いいたします。

64ページ、第50条、また65ページの第51条、めくっていただきまして、67ページの第52条までになりますが、こちらは今回の改正、第1条から第49条までの改正を受けました読みかえ規定を整備するための規定となっております。

資料70ページをお願いいたします。

附則の第3条になります。こちらは1号認定子どもについての利用者負担額が規定されておりますが、今回の無償化により、1号認定子どもに係る利用者負担額は一律ゼロとなることから削除をいたします。なお、条例の改正に伴いまして、施行規則の一部改正もありますので説明をさせていただきます。

議会資料73ページをお願いします。

今度は別冊ではないほうをお願いいたします。

73ページになります。

甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例、施行規則の一部を改正する規則でございます。

こちら、子育てのための施設と医療給付が創設されたことで、従来からあります子どものための教育・保育給付と区別をするための略称の変更に伴うものであります。

資料75ページ、新旧対照表で説明をさせていただきます。

第3条からになりますが、どれも支給認定を教育・保育給付認定と改正するものです。資料76から78ページになりますが、こちらにも同様に条文中の支給認定を教育・保育給付認定に、また支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに改正するものであります。

以上となります。ご審議よろしく申し上げます。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 国の改定ということなのでこれはやむを得えず、当然従うべきだと思うんですが。ちょっと一つだけ聞きたいのは40ページの食費ですか。主食、副食費の金額なんですけれども。多分この改正は各市町村も同じように改正すると。まず、そこの辺はほとんど同じ内容なんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 国の公定価格の中で4,500円という基準が示されておりますが、県内の近隣市のほうに確認をしたところ、2市ぐらいでは、1市かな、1市ぐらいはちょっと独自のものを使うということなんですけれども、それ以外は4,500円を基準として公立保育園のほうは定めており、また私立につきましても4,500円ということでの提案のほうをさせていただいていると伺っております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） その2市がばらつきがあるというのは、上なのか下なのか。4,500円より上なのか、下なのか。この辺はどうなんですか。要するに、厚いのか低いのかという。

○委員長（山本英俊君） 小宮山部長。

○子育て健康部長（小宮山正美君） 先ほど課長も申し上げましたとおり、国の基準で4,500円、こちらを上限といたしまして、2市では4,500円の上限を目安にしてそれから下げるといような改正を考えているところがあるといような話を伺っているところであります。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ということは、2市については4,500円以下という格好になるんですか。その辺は、上なのか下なのかちょっと。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 4,500円が月額で考えているんですけれども、その市に関しましては土曜日については基本土曜日保育をする子しない子がいるので、そこら辺を土曜日については削減するかもしれないということで。ちょっとすみません。詳しい話は聞いていないんですけれども、その辺を考慮するかもしれないということを伺っております。

○委員（五味武彦君） そういことか。はい。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） もう一つ40ページのア、イぐらいにその金額が出ていますよね。7万7,101円であるとか、5万7,700円であるとか。これはもうやはり一律なんですか。国の規定というか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） こちらは副食費に関します免除規定になりますが、これは国のほうの基準と同一でございます。

○委員（五味武彦君） 同一。はい。

とりあえず、以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） すみません。そもそもの根本の、聞いて申しわけないんですけど。この全体の今回の変更で、これ市内の保育園等だけでなく、私立のこともこの中には盛られているということでもいいんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） こちらにつきましては、私立、認定保育園、また無認可保育園に関しましても全て計上されているという形になっております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 給食費の徴収方法なんですけれども、多分私立は全部園のほうで集めると思うんですけど、公立に関してはどういう形にするんでしょう。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 公立保育園につきましては、公金を現金での取り扱いをしないということがうちのほうでございまして、今、保護者のほうから同意書を求める等しまして、公立保育園につきましては、保育料と同じく口座での引き落としをする考えで今検討をしているところでございます。

○委員長（山本英俊君） いいですか。

○委員（谷口和男君） はい。

○委員長（山本英俊君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより、議案第58号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第58号を終わります。

次に、議案第59号 甲斐市保育料条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） それでは、続きまして、議案第59号につきまして説明をさせていただきます。

議案書の35ページ、また議会資料につきましては79ページをお願いいたします。

議会資料35ページになりますが、議案第59号 甲斐市保育料条例一部改正の件について説明をさせていただきます。

まず、提案理由になります。下段になります。

令和元年10月1日から国において幼児教育・保育無償化の施策が行われることに伴い、所要の改正を行う必要があります。これが、この条例案を提出する理由であります。

それでは、議会資料を用いまして詳細説明をさせていただきます。

資料79ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第2条第1項、また第3条第1項及び第4条中、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに改めるものであります。また、施行は令和元年10月1日からといたします。

なお、条例改正に伴いまして、施行規則の一部改正もございますので、あわせて説明をさせていただきます。

議会資料の81ページをお願いいたします。

甲斐市保育料条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

87ページ、新旧対照表で説明のほうをさせていただきたいと思っております。

保育料についての条文になります。新表の第2条第1項では今回の無償化に伴いまして3歳以上児で1号認定の子ども、3歳以上児で2号認定の子どもの保育料をゼロとするとし、

別表表記の保育料基準額表から記載を削除するものとしております。また、同条第2項では3号認定子どもに係る保育料は別表で定める額とし、資料の94ページをお願いいたします。

こちらの表の上から2段目になりますが、市町村民税非課税世帯の保育料が無償化となるため、該当する階層の保育料をゼロ円としております。

あわせて表に付随いたしました備考の改正を行っております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 国で決まったことなので仕方ないんですが、やはり保育料を第8階層だと4万8,000円が、給食費だけ4,500円ですか、それで上に行くほど何かね、軽減が低くなっているんですけど。ちょっともう少し変えられるようなところとかそういうのはないんでしょうかね。住民税の所得割のところとかですね。そういうところで広げるような形のは、無償化を。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 甲斐市におきましては、国におきまして8階層になっていきますところを、甲斐市におきましては15階層になっております。これは何年か前に改正のほうさせていただきまして、そこで一応手厚い保育のほうの、整えているところでございます。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 金額のところでもいいですか。それぞれ200円とか、一番最高が幾らか。700円とか、そのぐらいかな。それぞれ階層によって違うんだけど、そもそもその200円の上げる根拠、ちょっと具体的に教えていただけますか。国では上げるんだけど、じゃそれは何で上げるのかというところら辺を。消費税とかいろいろあると思うんですけど。この辺。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 保育料につきましては、金額のほうの今回改正はない、保育料のほう上がってはいないと思いますけど。すみません、ちょっと説明が、私がちょっと理解できなくて申しわけありません。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） 今回の保育料の改正に伴いまして、新旧対照表をつけさせていただいているところであります。例えば93ページごらんになっていただきたいと思えます。

すみません、議会資料の93ページをお願いします。

議会資料の93ページで右側が旧、改正以前のものになりますが、こちらのほうにしまして、2号認定、3号認定のまず区分がされているところであります。2号認定、3号認定にそれぞれ保育の標準時間、保育の短時間というものがここに掲載されています。

○委員（五味武彦君） そういうことか。

○保育係長（伊藤 敦君） 今回の改正によりまして、2号認定がそっくりなくなるということで、左側の新のほうにしましては、3号認定区分のみの保育の標準時間と短時間を記載させていただいているところであります。

○委員（五味武彦君） そういう意味か。了解。

○委員長（山本英俊君） ほかになければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、議案第59号 甲斐市保育料条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第59号を終わります。

ここで、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時55分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、議案第63号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第63号 甲斐市戸別合併浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案は、43ページとなります。また、議会資料は107ページに新旧対照表がございますので、ごらんいただきたいと思えます。

まず、提案理由であります。議案43ページにありますとおり、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税率の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、43ページの中段の改正文のとおり、第16条第1項にあります100分の108を、100分の110に改めるもので、施行日は令和元年10月1日とするところであります。

次に、議会資料の107ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

第16条の第1項の使用料の徴収について、別表に定める額に乗じる率を100分の108から、100分の110とするものでございます。

本表では別表の記載は省略しておりますが、別表につきましては、合併浄化槽の使用料の月額を定めておまして、5人槽が1,600円、7人槽が1,900円、10人槽が2,500円となっております。

なお、消費税率の改定に伴う各世帯の影響額でございますが、先ほど申し上げました月額の使用料を年額で見ますと、5人槽は年額で384円、7人槽は456円、10人槽は600円の増額

となるところであります。この消費税の増額分につきましては、全体といたしまして、本年度におきましては5万448円と見込んでおります。

以上で議案第63号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件につきまして、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 私は合併浄化槽使っていないのでわからないんですけども、そもそもその会計というのは例えば10月から改正されますよね。10月1日から31日までの分を後払いでやるのか。その会計計算どういう何日から何日までをまずやっているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 天野係長。

○環境保全係長（天野 真君） 使用料のほうにつきましては、二月に一度の徴収となっております。奇数月に徴収のほうさせていただいております。

○委員（五味武彦君） ということは、具体的に。

○環境保全係長（天野 真君） 具体的にいきますと、4、5月分に5月に徴収といった形で、奇数月に納付書をお送りさせていただいている状況であります。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ということは、10、11月分を11月に請求するという形。請求というか、来て、それをいつまでに大体払うものなんですか。

○委員長（山本英俊君） 天野係長。

○環境保全係長（天野 真君） 11月の初旬に請求のほう送らせていただきまして、11月末日の支払日となっております。

○委員（五味武彦君） そういうことか。わかりました。ちょっとその辺聞きたかったのです。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了いたします。

これより、議案第63号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第63号を終わります。

以上で条例審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） それでは、そのようにいたします。

議案第68号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）、議案第69号 令和元年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第70号 令和元年度甲斐市後期高

齡者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第71号 令和元年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）を一括して議題といたします。

初めに、人事課より厚生環境常任委員会が所管する人件費について一括して説明を求めます。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） おはようございます。

人事課より人件費の補正につきまして、初めに職員全体の概要について説明させていただき、その後、厚生環境常任委員会の科目につきまして説明をさせていただきます。

市議会資料の154ページ。先日、訂正・差しかえをお願いいたしました市議会資料の154ページの補正予算人件費明細表をお願いいたします。

〔「横長のものになります」と呼ぶ者あり〕

○人事課長（高鳥 悟君） こちら側の横の表になっています。

まず上段の表の、正職員の表をごらんください。

正職員の補正予算の内容は、本年1月1日当初予算作成時に各所属に在籍していました職員と4月1日の定期人事異動に伴います、職員数の増減等による各予算科目間の組み替えを行うものと、昇給・昇格に伴います給料、職員手当、共済費の増額分を相殺したものであります。

平成31年1月1日時点で、定年退職者と新規採用職員を見込んだ職員数が449人、その後、新規採用予定者が1人辞退し、本年3月末までに6人、6月末に1人が自己都合退職となったことから、9月1日現在は、当初予算より7人少ない442人となっております。

次の正職員の表の2節給料の補正額ですが、職員数が当初予算作成時に予定されなかった自己都合退職者等による7人の減額分と、昇給・昇格に伴います給料月額を増額分を相殺し、818万2,000円の減額となります。

3節の職員手当につきましても、7人の減額分と昇給・昇格に伴います期末勤勉手当の増額及び扶養手当、退職手当負担金等の増額分を相殺し、564万6,000円の増額となります。

4節の共済費につきましては、職員数の減額分と昇給・昇格に伴います給料月額を増額分を相殺し、83万円の減額となります。

28節の繰出金は、水道事業会計に繰り出す児童手当分で、職員の異動に伴い42万円の増額となります。正職員の人件費の補正額は、合計294万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、中段の再任用職員の表をごらんください。

再任用職員は、平成30年度任用の5人と平成31年度に再任用を希望した14人の合計19人となっております。

3節職員手当につきましては、今年度、給料の格付の見直しによります期末勤勉手当の加算割合の増加による増額分と、それに伴います4節共済費の増額となっており、合計で137万7,000円の増額となります。

次に、下段の嘱託、非常勤、臨時職員の表をごらんください。

嘱託職員は公民館館長の2人が再任用職員になったことから2人の減員と、非常勤職員につきましては、保育士等の増員により、当初予算時の325人から9人増員の334人となります。補正額につきましては、それらを相殺し、1節報酬1,190万6,000円、4節共済費196万2,000円、合計1,388万6,000円の増額をお願いするものであります。

次に、9月補正予算説明書、こちらの補正予算説明書の12、13ページをお願いいたします。

厚生環境常任委員会所管の一般会計の科目につきまして、補正予算の内容を説明いたします。

給料、職員手当、共済費の増減額の理由につきましては、先ほど説明しましたとおり、人事異動によります職員の入れかわりによるものと、昇給・昇格によります増額分を相殺したものであります。

最初に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。01社会福祉関係職員費につきましては、1,107万9,000円を増額するものであります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費です。01児童福祉関係職員費につきましては、193万5,000円を減額するものであります。

次に、14、15ページをお願いいたします。

4目保育所費です。01保育園関係職員費につきましては、1,695万6,000円を減額するものであります。02保育園関係嘱託・非常勤職員等費につきましては、1,408万4,000円を増額するものであります。

次に、16、17ページをお願いいたします。

5目児童館費です。01児童館関係職員費につきましては、1,814万3,000円を減額するものであります。

4項国民年金費、1目国民年金費です。01国民年金関係職員費につきましては、64万

1,000円を増額するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。01保健衛生関係職員費につきましては、141万3,000円を増額するものであります。

次に、18、19ページをお願いいたします。

2項環境衛生費、1目環境衛生総務費です。01環境衛生関係職員費につきましては、126万6,000円を増額するものであります。

次に、46、47ページをお願いいたします。

一般会計に引き続き、国民健康保険特別会計です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。01総務管理関係職員費につきましては、54万9,000円を減額するものであります。

次に、60、61ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。01総務管理関係職員費につきましては、77万9,000円を減額するものであります。

次に、74、75ページをお願いいたします。

介護保険特別会計です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。01総務管理関係職員費につきましては、109万7,000円を増額するものであります。

4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費です。01介護認定審査会関係職員費につきましては、7万6,000円を減額するものであります。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業任意事業費です。03包括的支援事業関係職員費につきましては、22万1,000円を増額するものであります。

以上が、厚生環境常任委員会が所管します人件費の補正に関する説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） こちらの紙のほうなんですけれども、再任用職員の方、今19人ということで、そして、補正も児童館から2名再任用に移ったとか、さっきお話がありましたけど、今児童館は児童館長というのは、再任用の方って何人ぐらい。全部再任用になったんで

すか。

○委員長（山本英俊君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 児童館の館長でございますけれども、ちょっと正確に何人という数字は今言えないんですけれども、正職員が3人、そのほかは再任用職員になっています。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これは、このバランスというのは、今後もこんなふうが続けていきますか。全部再任用にするんですか。どんなふう。正職の方と再任の方同じ内容ですかね。働く内容。ちょっとそこお聞きします。

○委員長（山本英俊君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） この人数の割合でございますけれども、再任用職員のポストというところも考えがございます。ですが、専門で保育士をされている方が児童館の館長に就任するということも当然ありますので、その辺のバランス、人数のバランスは、再任用職員が今後ふえていくことと、あとは複数年になるということもありますので、その辺のバランスも考慮しながら考えていきたいと思っています。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 児童館の館長さんというのは、別に資格というのは要らないんですね。例えば部長さんやっていたとか。そういうことであれば、館長にはなれると、その辺のところはどんなふうに決まっていますか。決まっていますか、決まっていませんか。

○委員長（山本英俊君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 児童館の館長は管理職のポストでございますので、資格ということとは特にはないですけれども、管理職相当の人物を配置するように考えています。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それが決まりならそれでいいと思うんですけれども。

ただ、児童館の場合、非常に子供が最近やはり学校とかではきちっとしていても、学校とうちできちっとしていても、何か児童館ですごい、何ていうかな、暴れるとか、結構大変なので、いわゆる、もちろん職員の方が専門の方がいると思うんですけれども、結構大変なところなんですよね。そういったこともやはり考慮してただ単に幹部職でやっていたからそこに当てるといふんじゃなくて、やはり人を見てですね、やはり適材適所でやっていただくということも非常に大事なので、そういうところは人事の手腕かなと思いますので。その辺も考慮していただきたいと私は思います。

以上です。

何かいただけますか。ご意見。

○委員長（山本英俊君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 今回の保坂委員さんのご意見参考にさせていただいて、適材適所で考えていきたいと思います。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） やはり全体的なことで申しわけないんですけども。

5月に敷島の総文ですか、公民館で不祥事が起きて、使用料着服して退職したという形ですよね。まず、この方は、5月に退職でいいんですか。まずは。

免職か。免職は5月でしたっけ。

○委員長（山本英俊君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 最終的には6月の13日だったと思うんですけど。懲戒免職。

○委員（五味武彦君） 懲戒免職ですね。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ということは、その人の後にはどなたかが入っているのか。それともその抜けたままで今来ているのか、この辺はどうなんですか。

○委員長（山本英俊君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） その後、非常勤職員の配置をしてございます。新たに。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ということは、数も金額も変わらないということでもいいんですかね。

引き続いて、継続するとすれば変わらないはずなんだけど。

○委員長（山本英俊君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） そこは変わってございません。

○委員（五味武彦君） 変わっていないということで。はい。

以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほか質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで人事課関係の質疑を終了します。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

引き続き、一般会計補正予算の審査を行います。

子育て支援課より3款民生費、2項児童福祉費について説明をお願いします。

戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の12ページから17ページになります。

初めに、12ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。

補正前の額7億1,728万8,000円に対しまして、1,144万7,000円を増額補正いたします。

補正後の額を7億2,873万5,000円とするものであります。

13ページの説明欄をごらんください。

なお、人件費につきましては、先ほどの人事課の説明のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

10児童福祉諸費、64万円の補正であります。これは、ことし10月から実施されます消費税10%の引き上げによる増収分を財源とした幼児教育・保育の無償化が実施されることで係ります印刷製本費、通信運搬費等の必要経費としまして、64万円の増額補正をお願いするものです。財源内訳ですが、子ども・子育て支援事業費補助金としまして全額国費負担となっております。

15ページの説明欄をお願いいたします。

21民間保育所整備事業1,274万2,000円の補正であります。これは、ことし4月に開園をいたしました民設民営の松島さくら保育園と、小規模保育施設ひよこ保育園の建設整備費等に係りました国庫交付金の返還金になります。申請時の交付額より松島さくら保育園は1,274万1,000円、またひよこ保育園は1,000円が実績額決定に伴い返還することとなり、合計1,274万2,000円の増額補正をお願いするものであります。財源は全て一般財源となります。

次に、14ページをお願いいたします。

4目保育所費になります。補正前の額27億1,251万1,000円に対しまして、2億3,601万5,000円を増額補正し、補正後の額を29億4,852万6,000円とするものであります。

15ページの説明欄をごらんください。

10市内保育所事業になりますが、10月から始まります幼児教育・保育無償化に伴いまして、国と県の教育・保育給付負担金分が増額となるための財源更正となります。財源内訳ですが、保育料現年度分4,255万8,000円の減額に対し、国の教育・保育給付負担金3,442万4,000円、県の教育・保育給付負担金2,808万円が増額されます。また、山梨子育て応援事業の拡充に伴いまして、231万7,000円が増額されます。補助率は2分の1となります。

次の、11広域保育事業になりますが、先ほどの市内保育所事業と同様の10月からの無償化に伴います財源更正となります。

次の12特別保育事業540万円の増額補正につきましては、10月から始まります幼児教育・保育無償化に伴います新規事業といたしまして、認可外保育施設、また幼稚園認定こども園の1号認定、いわゆる教育を希望する3歳以上の子供たちの一時預かり事業に対する給付費になります。

財源内訳ですが、国の子育てのための施設等利用給付交付金270万円、国の子育てのための施設等利用給付負担金135万円が増額されます。

次の13認定こども園等事業、2億3,348万7,000円の増額補正につきましては、こちらも10月から始まります幼児教育・保育無償化に伴い当初予算時に比べまして認定こども園に移行した園への給付費、また園児の増員によります給付費の増額に伴うものであります。財源内訳ですが、国の教育・保育給付負担金1億2,988万1,000円。県の教育・保育給付負担金7,404万5,000円が増額されます。また、山梨子育て応援事業補助金133万7,000円が増額されます。

次の20竜王北保育園費、21竜王東保育園費になりますが、保育料無償化に伴い自園で徴

収をいたします副食費を特定財源としまして各園の事業費に充当し、一般財源を減額するものであります。

17ページをお願いいたします。

説明欄になりますが、23竜王西保育園につきましても、同様になりますが、財源内訳の内、ほかの公立保育園と違いますのが、指定管理制度を導入しているため、園費に充当しております保育料現年度分818万8,000円を減額しまして、山梨子育て応援事業補助金33万3,000円と、副食費徴収分124万2,000円を増額し財源更正をするものであります。

次の24竜王中央保育園費、25敷島保育園費、27双葉西保育園費につきましては、先ほどの竜王北、竜王東保育園と同様、保育料無償化に伴い自園で徴収をいたします副食費を特定財源といたしまして、各園の事業費に充当し一般財源を減額するものであります。なお、今年度の地方負担分の財源措置について説明をさせていただきます。

資料7ページをお願いいたします。

7ページの中段になりますが、子ども・子育て支援臨時交付金4,453万5,000円が計上されております。これは、保育料無償化に伴います地方負担分に対し、国が全額負担いたします交付金であります。一般財源のため、先ほどの歳出の財源内訳にありますが特定財源としては計上されておられませんので、補足説明とさせていただきます。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑はありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 15ページの12の特別保育事業、新規の事業ですが、この予算というのが大体何人ぐらい予定している金額なんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） こちらになりますが、まず施設等の利用給付費、こちらは幼稚園ですとか、認定こども園の1号の預かり保育に対しまして60人、60人で限度額が1万1,300円となりますので、これの6カ月分を想定しております。また、それとあとは認可外保育施設等の利用料としまして、6人分3万7,000円が限度額となりますので、そちらの6カ月分の予算のほうの計上をさせていただいているところであります。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その下の、認定こども園の事業なんですけど、当初より移行した園は何

園あるのでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） こちらの認定こども園等の事業に関しまして、こちら市外のこども園等も含まれているところであります。市内の認定こども園の移行に関しましては当初予算のほうに既に反映させていただいているところでありますが、市内のほうで認定こども園に移行した園に関しましては、申しわけありません。詳しい数字というのは、ちょっと把握していないところであります。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今の件ですけど、では後でわかったら教えてください。

○委員長（山本英俊君） そのほか質疑ありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 15ページの償還金のところで、23ですか、1,274万2,000円とありますよね。ほとんどが敷島のほうだと思うんですけども。助成金を返還ということは当初申請した金額よりも安く仕上がったからお返しするよということだと思うんですよ。ということは、何か設備をしなかったのか、それとも助成金の適用外のものがあったから減らしたのか、この辺はどういう事情で、この1,270、例えばさくら保育園の場合74万1,000円ですか、ぐらいになっちゃった。この辺の内容的なものは、どうしてこんなに多くなったのかなというのはお聞きしたいんですが。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 松島さくら保育園につきましては、当初の予算を計上したときに設計書のほうがまだ出ていなかったため、補助金の131人から160人施設のマックスの申請でさせていただきました。その後、設計書が出てきまして、この額に落ちついたということであります。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 収容人員が少なくなったから助成金も少なくなったということ。今の説明だと。ちょっともう一回すみません、お願いします。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 松島さくら保育園につきましては、現在150人規模の保育園になっております。補助金の、この保育所等整備交付金という国の補助金なんですけれども、これの補助金の限度額というのが、それぞれの人数によって決まっているんですけれども

も、そちらが131から160人の中の一番、160人の一番上のところでうちのほうが、まだわからないからという中で申請をさせていただいたので、それででございます。

○委員（五味武彦君）　そういうことか。はい。

○委員長（山本英俊君）　そのほかなければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君）　なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで子育て支援課関係の質疑を終了いたします。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩します。

休憩　午前10時35分

再開　午前10時43分

○委員長（山本英俊君）　会議を再開します。

次に、長寿推進課より3款民生費、1項社会福祉費について説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君）　それでは、引き続き長寿推進課関係の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書12ページ、13ページをお願いいたします。

3款民生費の3目の老人福祉費、説明欄の16介護保険特別会計繰出金118万3,000円の増額につきましては、長寿推進課関係の人件費及び介護保険事業に係るシステム改修費のために介護保険特別会計に繰り出すための補正でございます。なお、特定財源は国庫補助金のシステム改修事業補助金になります。なお、詳細につきましては、介護保険特別会計の補正予算の審査の際に説明をさせていただきます。

以上、長寿推進課関係に係る補正予算の説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（山本英俊君）　説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで長寿推進課関係の質疑を終了します。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、環境課より4款衛生費、3項清掃費について説明を求めます。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、環境課が所管いたします一般会計における9月補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては56、57ページの中段、補正予算説明書につきましては18ページ、19ページの中段になります。

補正予算説明書によりご説明をさせていただきます。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費であります。補正前の額10億1,318万6,000円に対しまして、62万5,000円の増額補正をお願いし、予算額を計10億1,381万1,000円とするものであります。財源内訳といたしましては、全額一般財源でございます。なお、増額補正をお願いいたします62万5,000円のうち、52万5,000円は環境課が所管する広域事務組合負担金の増額であり、地域し尿処理施設特別会計繰出金10万円につきましては、下水道課が所管いたしますものであります。

広域事務組合負担金の内容であります。峡北広域行政事務組合に対するもので、峡北、中巨摩、峡南地域ごみ処理広域化推進協議会に対する令和元年度分の負担金であります。本来ならば、平成31年度当初予算に計上すべき内容のものであります。当初予算編成時には新たな一部事務組合設立の方向性が出され、協議会の解散が見込む中で、予算を計上して

いなかったところであります。結果的に昨年度内での、新たな一部事務組合の設立には至らず、協議会が本年度内も存続し活動を行うため、協議会における必要な予算を手当てするものであります。なお、ごみ処理広域化推進協議会の運営経費につきましては、各一部事務組合からの負担金をもって予算を編成しております。

この負担金分の原資につきましては、各一部事務組合間で取り扱いが異なっており、中巨摩地区広域事務組合と、峡南衛生組合は組合の基金を取り崩して拠出しているのに対し、峡北広域行政事務組合は協議会に係る負担金分を各構成市から別建てに負担金を徴することにより拠出しております。このため、協議会の当初予算に対する敷島、双葉分の負担金分といたしまして、峡北広域行政事務組合に支払うものであります。

ごみ処理広域化推進協議会の予算総額は605万7,000円であり、この総額を均等割10%、人口割90%の割合で各11市町の負担金を算出した結果、敷島地区分が28万4,000円、双葉地区が24万1,000円の計52万5,000円を峡北広域事務組合に支払うものであります。なお、協議会の予算総額に対する竜王地区分の負担金としては、56万6,000円ではありますが、先ほどご説明したとおり、中巨摩地区広域事務組合につきましては、組合基金で対応するため、本補正予算には計上していないところでございます。

以上、環境課に係る一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑はありますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 今回の負担金なんだけれども、当然今年度分だということだと思えますよ。そうすると、来年度以降も同じ金額が予想されることなんですか。それとも順々にいろいろな事情があって増額する可能性もあるんだろうけれども、とりあえずはもうこの金額なんですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） ごみ処理推進協議会につきましては、一部事務組合が設立した暁には解散というふうになりますので、基本的に今年度内の設立を目指しておりますので、来年度については、新たな一部事務組合の負担金が計上、このままいくと計上されるというふうに思っております。

○委員（五味武彦君） そういうことだね。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、環境課関係の質疑を終了します。

ここで、職員の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、保険課より3款民生費、1項社会福祉費及び4款衛生費、1項保険衛生費について説明を求めます。

三井保険課長。

○保険課長（三井美樹君） お疲れさまでございます。

令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）の、保険課所管関係につきましてご説明いたします。

補正予算説明書12、13ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、04後期高齢者医療特別会計繰出金77万9,000円の減額は、人事異動等に伴う繰出金の減額でございます。

詳しくは後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

16ページ、17ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10国民健康保険特別会計繰出金54万9,000円の減額は人事異動等に伴う繰出金の減額でございます。

詳しくは国民健康保険特別会計においてご説明いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、保険課関係の質疑を終了いたします。

以上で、議案第68号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第68号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）について討論、採決を行います。

本案について討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、議案第68号について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告については、ご一任願います。

以上で議案第68号を終わります。

引き続き、議案第69号 令和元年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。

説明、質疑は、歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

三井課長。

○保険課長（三井美樹君） それでは、議案第69号 令和元年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

議案の63ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億7,880万8,000円とするものでございます。

補正予算説明書44、45ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金は54万9,000円の減額で、職員人件費の減額に伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

46、47ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、01総務管理関係職員費54万9,000円の減額は、先ほどの人事課からの説明のとおりでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、議案第69号の質疑を終了いたします。

これより議案第69号 令和元年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、議案第69号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第69号を終わります。

引き続き、議案第70号 令和元年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 議案第70号 令和元年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

議案の69ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億7,280万1,000円とするものでございます。

補正予算説明書58、59ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金は77万9,000円の減額で、職員人件費の減額に伴う一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

60、61ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、01総務管理関係職員費77万9,000円の減額は、先ほどの人事からの説明のとおりでございます。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第70号の質疑を終了いたします。

これより議案第70号 令和元年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に

ついて討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、議案第70号について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第70号を終わります。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時03分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

引き続き、議案第71号 令和元年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） それでは引き続き、議案第71号 令和元年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

補正予算説明書69ページから71ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ132万9,000円の増額をお願いし、補正後の予算額につきましては48億4,022万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入を説明させていただきます。

説明書72、73ページをお願いいたします。

1 款の保険料の第 1 号被保険者保険料につきましては、現年度分の普通徴収の保険料の増額補正 5 万 2,000 円になります。

2 款の分担金及び負担金の認定審査会負担金につきましては、介護認定審査会の構成市町であります中央市、昭和町の負担金の減額で、審査会の人件費の補正減に伴うものでございます。

続きまして、4 款の国庫支出金の現年地域支援事業交付金 8 万 5,000 円。6 款の県支出金の同じく地域支援事業交付金 4 万 2,000 円は、地域支援事業関係の職員人件費の増額に伴う国・県の交付金の増額になります。

8 款の繰入金のうち、地域支援事業繰入金 4 万 2,000 円は、さきに説明しました国・県支出金に係る市の負担分の繰入金になります。また、職員給与等繰入金 109 万 7,000 円は、人件費の増額に伴う繰入金、事務費等繰入金 4 万 4,000 円につきましては、介護認定審査会の甲斐市分の人件費の減額 4 万 3,000 円と、後ほど歳出で説明させていただきますシステム改修費分の 8 万 7,000 円の増額の差額分の繰り入れとなります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

74、75ページをお願いいたします。

人件費につきましては、先ほど人事課で説明がありましたので、人事異動等に伴う人件費の説明につきましては割愛させていただきます。

1 款総務費、1 目一般管理費の説明欄03の事務所費のみの説明となります。補正額 8 万 7,000 円につきましては、介護報酬の改定に伴う新規加算措置が行われます。そのため、介護事業者の管理システムを改修する必要が生じたため、そのシステム改修費の補正をお願いするものでございます。なお、財源は一般会計からの繰入金となります。

以上、介護保険特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第71号の質疑を終了いたします。

これより議案第71号 令和元年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより、議案第71号について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第71号を終わります。

以上で補正予算審査を終わります。

ここで、職員退出のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、請願審査に入ります。

請願第1－3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書
を議題とします。

紹介議員より請願書内容の説明をお願いいたします。

松井議員。

○請願紹介議員（松井 豊君） まず3つ請願がありますけど、最初の請願について紹介議員

として報告させていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書です。

3つの請願とも一読はしていただいていると思いますので、要点を報告したいと思います。

看護師の夜間勤務については2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合が43.1%、夜勤と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が49%でした。このような過酷な夜勤実態も背景に慢性疲労を抱えている看護師は71.7%、健康不安の訴えが67.5%、75.2%の看護師が仕事をやめたいと思いつつ働かざるを得ない状況にあります。

また、介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では一人の体制の夜勤が恒常的になっています。

数制的な問題で若干補足をさせていただきますと、日本の看護職員は病床100床当たり、78.9人ですが、フランスは143.6人、アメリカは371.4人で、桁違いに日本の看護職員が少ないことがわかれると思います。また、患者20人を1人で見る、日本の場合は1人で20人見えています。アメリカ、オーストラリアは4人です。4対1と20対1という極端な違いが日本の場合まだあります。

こういったことを基本的に改善しないと、これでよく看護の事故などが多発しないと思いますが、それだけ優秀ではあるかもしれませんが、それに頼っているようでは問題です。

そこで請願項目ですが、医師、看護師、医療技術職、看護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。1日かつ1勤務の労働時間を8時間以内を基本に労働時間の上限規制、勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けることです。また、夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。介護施設や有床診療所などで行われている一人夜勤体制をなくし複数夜勤体制にすること。

2、安全・安心の医療・介護を実現するための医師、看護師、医療技術職、介護職員の増員。

3として、患者利用者の負担軽減を図ること。

4として、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保することです。

以上の5項目を意見書として国に提出するよう請願したいと思います。

以上です。

○委員長（山本英俊君） これより、内容等についての紹介議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんね。

以上で質疑を終了します。

これより、本請願について順次各委員の意見を求めます。

順次いきます。よろしくお願いします。

横山副委員長からお願いいたします。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 細々したところはちょっといろいろあると思いますけれども、全体的に言っていることは賛同するところがありますので採択でお願いします。

○委員長（山本英俊君） はい。ありがとうございました。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 内容的にちょっとまだ調査するようなところもあると思われるので、継続審査でお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） はい。ありがとうございました。

次に、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 医療とか労働者の労働条件を守る上で、非常に緊急の課題だと思いますので、採択を求めます。

○委員長（山本英俊君） ありがとうございました。

次に、五味委員。

○委員（五味武彦君） 伊藤委員と同じです。

もうちょっと調べたいなど。理解がちょっと深めていないので、継続とさせていただきたいと思います。

○委員長（山本英俊君） ありがとうございました。

次に、小澤委員。

○委員（小澤重則君） 継続審査でお願いします。

○委員長（山本英俊君） はい。わかりました。

次に、保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 国のほうも安全とか保健医療計画、そういうものに計画を立てて努力はしております。ただ、ここの意見もわからなくはありませんが、もうちょっとやはり時間をおいてということで、継続審査でお願いしたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 以上で、各委員の意見を終了します。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○委員長（山本英俊君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより請願第1－3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書について、継続審査の採決を行います。

本請願は起立により採決いたします。

本請願について、継続審査とすることに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（山本英俊君） はい。着席してください。

起立多数です。

よって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

以上で請願第1－3号の審査を終了いたします。

次に請願第1－4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願を議題といたします。

紹介議員より請願内容の説明をお願いします。

松井議員。

○請願紹介議員（松井 豊君） 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願です。

厚生労働省は看護職員の主要数は200万人と試算をしています。しかし、医療・介護の現場は引き続き厳しい労働環境と低賃金のもとで、看護師の定着が依然進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。慢性疲労が71.7%、健康不安67.5%、3人に1人が切迫流産で、流産も1割に達するなど、人出不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りになっています。このような勤務環境で働く看護師は、仕事をやめたいと感じながら働いている割合が75.2%にも達し、やめたい理由の第1位が人出不足で仕事がきつい、次いで賃金が安い36.3%という結果になっています。

また、同じライセンスでありながら、働く地域によって初任給の格差が月額9万円にも及ぶ地域格差が指摘もできます。本来、公定価格である診療報酬で、看護師の労働に対する評価が公正にされるべきですが、地域格差が大き過ぎて看護師の賃金水準が引き上がりません。それが離職をふやしている原因にもなっています。参考までに申し上げますと、教員との格差で言いますと、2017年最新の数字だと、看護師が29万9,600円。教員が41万5,000円で、その差は11万5,500円です。教師の仕事も大変な仕事ではありますが、人の命を預かる看護師が、これほど安いというのは多くの方がご存じないと思います。

また、もう一つ大きな問題は、同じ職種なのに地域で賃金格差が大きいことです。看護師について言いますと、最高と最低で8万430円です。しかし、生活費で見ますと、札幌から九州のほうまで見ても、一、二万円です。さいたま市が24万、大阪堺市が21万、これが上と下なんですけど、平均すると一、二万円の生活費は差しかありません。従いまして、この9万円からの差はちょっと異常と言わざるを得ません。

そんなことも含めまして、看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金、特定最低賃金の新設を求める意見書を国に提出することを訴えたいと思います。

以上です。

○委員長（山本英俊君） これより、内容等について紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） この特定最低賃金の新設を求めるのであれば、これは山梨県、もしくは山梨県の労働局のほうに最終的にこれを新設を求めるということが、今国のルールになんですけれども、その点に対して、これは今回国に意見書を提出するということになっているんですが、それはどういう理由ですか。

○委員長（山本英俊君） 松井議員。

○請願紹介議員（松井 豊君） 提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣ですが、窓口をどうするかについては、現在協議をしています。どちらにしても国に上げることには変わりありませんのでご理解いただきたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 横山副委員長。

○委員（横山洋介君） そうであれば、今国のルールが地方というか地域に裁量を任せているので、そもそもルールを変えてくださいっていう意見書になるはずなんですけど。その食い

違いというのを教えてもらえれば。

○委員長（山本英俊君） 松井議員。

○請願紹介議員（松井 豊君） その点については、ちょっとこちらのほうも研究不足なんです
すが、一応、医療労働組合としては国に上げるということで提出先を決めてあります。

以上です。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） 以上で質疑を終了します。

これより、本請願について順次各委員の意見を求めます。

最初に横山副委員長お願いいたします。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 質問でもお話したんですけども、本来これを出すのであれば、山梨県
に意見書として出す。もし国へ出すのであれば、そもそも今国で決められたルールを、地方
に決めてくださいというふうなルールになっているので、全国で統一したものにしてくださ
いっていう、ルールを変更してくださいという意見書にならなきゃいけないので、ちょっと
こうあべこべになっているので、この件に関しては不採択でお願いします。

○委員長（山本英俊君） 次に、伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 私もちょっと不透明なところがあるので、継続審査のほうでお願いい
たします。

○委員長（山本英俊君） はい。ありがとうございました。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 私のほうは採択ということでお願いします。

○委員長（山本英俊君） はい。わかりました。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 継続でお願いします。

○委員長（山本英俊君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 継続でお願いします。

○委員長（山本英俊君） はい。ありがとうございました。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 看護師の不足とか労働環境改善というのは必要だと思います。しかし、

その業種に特化した最低賃金を上げるだけで改善できる問題でもない。

それから、もう一つ全国一律では経済の差もあって難しいということもあると思います。

継続審査をお願いします。

○委員長（山本英俊君） ありがとうございます。

以上で、各委員の意見を終了します。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時25分

○委員長（山本英俊君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより請願第1－4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願についての採決を行います。本請願は起立により採決します。

本請願について、継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（山本英俊君） はい。ありがとうございます。

起立多数です。

よって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

以上で請願第1－4号の審査を終了します。

次に、請願第1－5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願を議題といたします。

紹介議員より請願内容の説明をお願いします。

松井議員。

○請願紹介議員（松井 豊君） たくさんで申しわけないんですが。最後。

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願です。

介護職場の問題についてはいろいろ言われていますが、労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約10万円低くなっています。介護の仕事をやめたいと考える人が57%、やめたい理由は賃金が安い44%、仕事が忙し過ぎる36%、体力が続かない30%となっています。

十分なサービスができていないは回答者の4割近くに上り、その理由として人員が少なく、

業務の過密が8割と郡を抜いています。人員不足を深刻化させ利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねないのが、この賃金の低さです。

働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には職員体制の充実が事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者国民の負担に依拠しています。

さらに介護報酬の引き下げによって、処遇改善や体制確保が不安定的になっています。

先ほどの看護師と同じことなのですが、同じ職種なのに、全国で見ますと最低と最高で5万9,000円。約6万円の格差があります。その一方では生活費は北海道から九州まで見ても、せいぜい2万円前後です。ということで、これについても地域格差を是正して特定最低賃金とする必要があります。

請願項目は介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するため、全国を適用対象とした介護従事者の特定最低賃金の新設を求める意見書を国に提出することです。

以上です。

○委員長（山本英俊君） これより、内容等について紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） これも先ほどと同じ質問になってしまうんですけど、2つ合わせてお話しすると、山梨県にこれは出さなきゃいけないものであって、国にどうしてもということであれば、国のルールを変えてくださいということなんですけど。

地方に委ねなきゃいけないものを国にルールを変えてくださいというのは、ちょっとおかしい話だと思うんですけど、そこを、先ほどと同じになってしまいますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 松井議員。

○請願紹介議員（松井 豊君） この点については、ちょっとこちらのほうも不勉強だったのは申しわけないんですが、山梨県医療協では、国にじかに出すということで、ほかの自治体にもお願いをしているようです。

全国の動きについては大抵同じ動きだと思うんですが、改めてご指摘の部分は調べ直してみますが。

とりあえず以上です。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） 以上で質疑を終了します。

これより、本請願について順次、各委員の意見を求めます。

横山副委員長。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 先ほどの看護のほうと一緒に、趣旨に関しては納得はできるんですけども、ちょっと請願のあべこべさがありますので不採択でお願いします。

○委員長（山本英俊君） ありがとうございました。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 継続審査でお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 介護保険の報酬の問題とか、地域包括ケアサービスの問題とかあると思うんですが、最低賃金はどうしても必要なものだと思いますので、こちらは採択でお願いします。

○委員長（山本英俊君） はい。わかりました。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 継続でお願いします。

○委員長（山本英俊君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 継続でお願いします。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 介護従事者の不足とか、労働関係、先ほどと同じなんですけれどね、必要だと思いますが、やはりこの業種にだけに特化したもので改善できるものではないし、また、全国一律というのも差が今あるわけですから、難しいと思います。

それともう一つですね、いただいた意見書、新しいものにはきちんと請願者の印も押してありますし、しかし、やはりこれ提出先が書いていないということで、ちょっとやはり不備がちょっと目立ちますので、そこはしっかりと請願出す前にはやったほうがいいかなど。請願出す以前の問題かもしれませんけれども。

私は継続でお願いします。

○委員長（山本英俊君） 以上で、各委員の意見を終了します。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 32 分

○委員長（山本英俊君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより請願第 1－5 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願についての採決を行います。本請願は起立により採決いたします。

本請願について、継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（山本英俊君） はい。ありがとうございました。

起立多数です。

よって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

以上で請願第 1－5 号の審査を終了します。

これをもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでした。

次に、その他に入ります。

委員よりその他何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 次、事務局からその他ありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 33 分